

議案第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例（昭和44年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7
---------	---------------

」

を

「

南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7
平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例（平成30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1中

「

平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9
--------	--------------

」

を

平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番

に改める。

議案第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表(本則の規定による改正関係)
(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7
平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表(附則第2項の規定による改正関係)

※この新旧対照表については、本則の規定による改正後の宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)を現行として、附則第2項の規定による改正後の宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第29号)が溶け込んだものを改正案として作成しています。

(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番

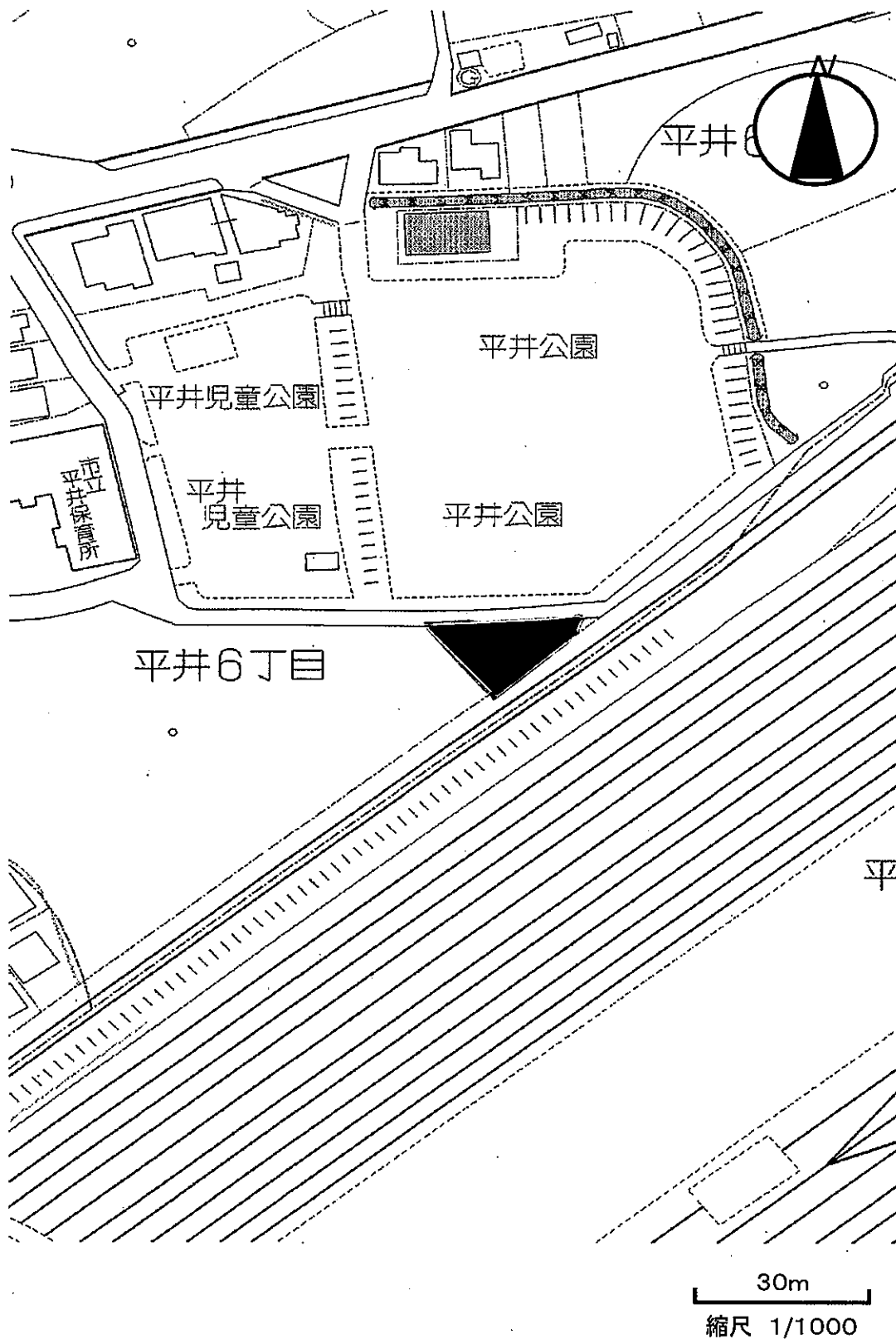
議案に係る公園の詳細一覧

	名称	物件の表示	面積(m ²)	備考
1	平井第3公園	宝塚市平井6丁目70番9	150	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属
		面積の計	150	

※本議案を承認いただくと、都市公園は329箇所、総面積は1,201,113m²、市民1人あたり公園面積は5.13m²になります。

平井第3公園

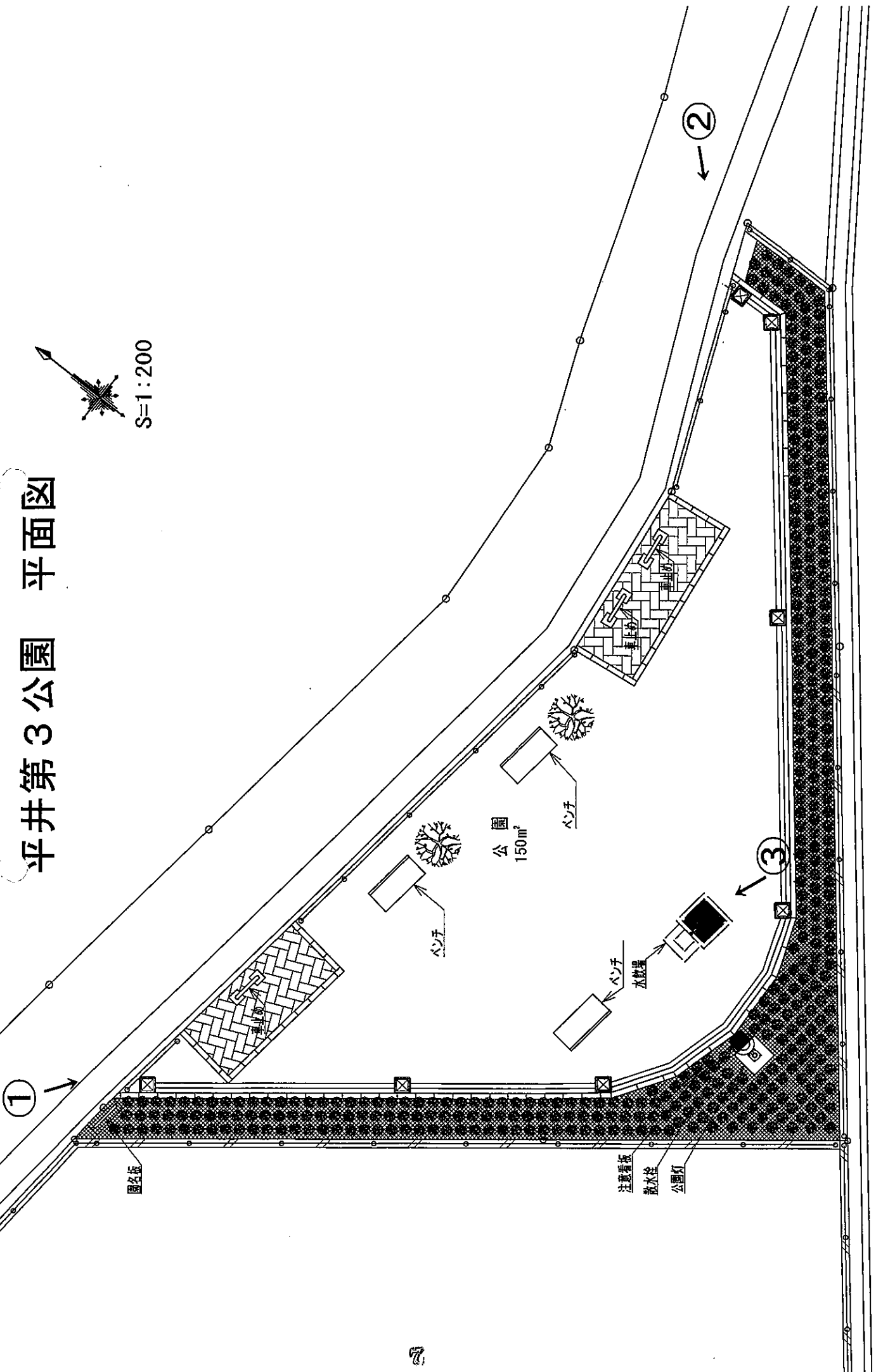
位置図



平井第3公園 平面図



S=1:200



平井第3公園

写真



①



②

平井第3公園

写真



③

